

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 心療内科新クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市若葉町16番11号2F・3F
- (3) 設立認可年月日 令和2年9月18日
- (4) 設立登記年月日 令和2年9月24日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	森 貴俊	
理事	森 ゆみ	
理事	栗原 潤子	
監事	森 保道	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
クリニック	心療内科新クリニック	長崎県長崎市若葉町16番11号2F・3F	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月28日 令和3年度決算の決定

令和5年4月6日 令和4年度決算予測の報告の件

様式 3 - 4

法人名 医療法人 心療内科新クリニック
 所在地 長崎市若葉町16番11号2F・3F

※医療法人整理番号

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	62,686	I 流動負債	11,996
II 固定資産	37,363	II 固定負債	42,406
1 有形固定資産	37,045	負債合計	54,402
2 無形固定資産	308	純資産の部	
3 その他の資産	10	科 目	金 額
		I 資本金	0
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	45,647
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	45,647
資産合計	100,049	負債・純資産合計	100,049

法人名 医療法人 心療内科新クリニック
 所在地 長崎市若葉町16番11号2F・3F

※医療法人整理番号

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	168,698
2 事業費用	157,323
本来業務事業利益	11,375
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	11,375
II 事業外収益	2,372
III 事業外費用	361
経常利益	13,386
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,386
法人税等	2,492
当期純利益	10,894

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 心療内科新クリニック
 所在地 長崎市若葉町16番11号2F・3F

※医療法人整理番号

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録
 (令和 5年 4月 30日現在)

1. 資 産 額	100,049 千円
2. 負 債 額	54,401 千円
3. 純 資 産 額	45,647 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	62,686
B 固 定 資 産	37,363
C 資 産 合 計 (A+B)	100,049
D 負 債 合 計	54,402
E 純 資 産 (C-D)	45,647

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 心療内科新クリニック
理事長 森 貴俊 殿

私は、医療法人心療内科新クリニックの令和4年会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取するなどして業務及び財産の状況を確認しました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 30 日

医療法人心療内科新クリニック

監事 森 保道

